

## 証券投資信託の信託終了のお知らせ

追加型証券投資信託「中期国債ファンド」、「フリーファイナンシャルファンド」および「ダイワMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」について、信託約款に定める運用の基本方針に則った運用を継続することが困難な状況になりつつあるため、信託約款の規定に基づき、信託終了日を繰り上げ、「中期国債ファンド」および「フリーファイナンシャルファンド」は平成 28 年 6 月 30 日、「ダイワMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」は平成 28 年 10 月 31 日をもって信託を終了する予定ですのでお知らせします。

### 1. 繰上償還の理由

各ファンドは、主として公社債等に投資することにより、安定した収益の確保をめざすことを運用の基本方針としていますが、平成 28 年 2 月に日本銀行によりマイナス金利政策が導入されたことにより、この基本方針に則った運用の継続が困難な状況になりつつあります。

このため、やむを得ない事情が発生したときに信託を終了させることができるとの信託約款の規定に基づき、繰上償還を行ないます。

### 2. 異議申立ての手続き

この信託終了に異議のある受益者の方は、平成 28 年 3 月 31 日から平成 28 年 5 月 9 日までに、各ファンドの委託者である当社に対し、書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議を申し立てた各ファンドの受益者の方の受益権の合計口数が、平成 28 年 3 月 31 日現在の各ファンドの受益権総口数の 2 分の 1 を超えないときは、予定通り、「中期国債ファンド」および「フリーファイナンシャルファンド」は平成 28 年 6 月 30 日、「ダイワMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」は平成 28 年 10 月 31 日をもって信託を終了します。

この場合、異議を申し立てた受益者の方は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価格（※）で、当社を通じて受託会社に対し、平成 28 年 6 月 1 日から平成 28 年 6 月 20 日までの間に、当該受益権にかかる投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

※公正な価格は次の通りとします

- ・「中期国債ファンド」および「ダイワMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」  
受託会社で受益者の方からの買取請求必要書類を受理した日（以下「受理日」といいます。）  
の翌営業日の前日の解約価額
- ・「フリーファイナンシャルファンド」  
受理日から起算して 5 営業日目の前日の解約価額

### 3. 信託財産留保額の撤廃

「中期国債ファンド」および「ダイワMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」について、換金の際、購入日から起算して換金申込受付日の翌営業日の前日までの日数が 30 日未満の場合、1 万口につき 10 円の信託財産留保額を換金代金から差し引くこととしていますが、平成 28 年 4 月 1 日付で信託財産留保額を撤廃します。

以上

平成 28 年 3 月 31 日  
東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号  
大和証券投資信託委託株式会社